

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成24年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成25年 1月22日

大分県労働委員会
会長 麻生 昭一

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(調)第6号	あっせん	・誠実交渉応諾義務の遂行	23.10.27	4回	2回	89	24.1.23	解決	前年から繰越
平成24年(調)第1号	"	・組合員に対する「解雇通告」の撤回 ・雇用期間である平成24年3月31日までの賃金の支払	24.1.5	2回	1回	34	24.2.7	打切り	
平成24年(調)第2号	"	・労働契約書不利益変更の見直し ・委託契約の積算基準を示した、誠実団体交渉の実施	24.4.4	2回	1回	24	24.4.27	解決	
平成24年(調)第3号	"	・組合員の配置転換に関する団体交渉の応諾 ・他の組合員についても、組合員であることを理由に労働条件について不利益取扱いの禁止	24.4.24	1回	-	14	24.5.7	取下げ	
平成24年(調)第4号	"	・栄養科職員の解雇及び配置転換の撤回 ・経営状況を明らかにする資料(決算書等)を示した、誠実団体交渉の実施 ・労働組合員の所属する職場に対する賃金差別の撤回	24.7.5	2回	1回	33	24.8.6	解決	
平成24年(調)第5号	"	・二交替勤務についての労使協定の遵守 ・本人の同意のない労働条件の不利益変更の撤回	24.9.3	2回	-	37	24.10.9	取下げ	
平成24年(調)第6号	"	・2012年10月1日付け給食部門の業務委託の撤回	24.9.28	2回	-	84	24.12.20	取下げ	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(個)第5号	あっせん	・不当な解雇の撤回 ・(解雇撤回できない場合)解決金の支払	23.12.15	2回	1回	50	24.2.2	解決	前年から繰越
平成24年(個)第1号	"	・解雇の取消 ・雇用契約書どおりの平成23年10月20日から平成24年4月19日までの雇用確保	24.5.22	1回	-	4	24.5.25	取下げ	
平成24年(個)第2号	"	・2008年12月からの賃金カット分の支払 ・残業代未払い分の支払 ・退職理由の会社都合への変更 ・退職金規定どおりの支払	24.6.19	1回	-	8	24.6.26	取下げ	
平成24年(個)第3号	"	・解雇に対する謝罪及び解決金の支払	24.12.13	2回					翌年に繰越